

平成二十七年六月十日

青森県教育委員会第七百九十七回定例会

期日 平成二十七年六月十日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二議案

- | | | | |
|-------|---------------------------|-------|---|
| 議案第一号 | 平成二十八年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案 | | 1 |
| 議案第二号 | 平成二十八年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案 | | 2 |
| 議案第三号 | 学校職員の人事について | | 1 |
| 議案第四号 | 学校職員の人事について | | 1 |
| 議案第五号 | 青森県立図書館協議会委員の人事について | | 1 |
| 議案第六号 | 県立高等学校の学科の廃止について | | 1 |

（非公開の会議）
（非公開の会議）

三その他

- 平成二十七年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について
職員の懲戒処分の状況

四閉会

議案第一号

平成二十八年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十八年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十八年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

一 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。

三 選抜に当たつては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第一二号

平成二十八年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十八年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十八年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によつて実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのつとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 高等学校の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。

- (一) 出願は、一人、一校一学科・コース（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第二志望を認める。
- (二) 選抜は、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
- (三) 連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

(四) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。

(一) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とする。

(二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第五号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県立図書館協議会委員を免ずる

小鳥 孝之
田名辺 真路
村畠 中 恒治

青森県立図書館協議会委員に任命する
任期は平成二十七年六月十一日から平成二十八年五月十二日までとする

平成二十七年六月十日

青森県教育委員会

議案第六号

県立高等学校の学科の廃止について

左記のとおり県立高等学校の学科を廃止する。

記

一 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 五所川原農林 高等学校	全日制の課程	生 活 科 学 科
青森県立 三本木農業 高等学校	全日制の課程	生 活 科 学 科
青森県立 むつ工業 高等学校	全日制の課程	電 子 機 械 科

二 廃止の時期

平成二十八年三月三十一日（ただし、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。）

平成27年度全国学力・学習状況調査の 結果公表に関する県教育委員会の方針について

1 結果公表についての文部科学省の方針

(1) 平成19年度（調査開始）～平成25年度

- ・文部科学省は、各都道府県の調査結果のみを公表してきた。
- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、市町村や学校の調査結果を公表することを禁じてきた。

（調査結果の公表を禁じた理由）

- ・この調査で測定される学力は、一部分であること。
- ・点数によって、市町村や学校の序列化が行われる可能性があること。
- ・市町村や学校間で行き過ぎた競争が起こる可能性があること。
- ・小規模の学校の場合は、それぞれの児童生徒が特定される可能性があること。

(2) 平成26年度

- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、各市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村名やその設置管理する学校名が明らかとなる調査結果（各教科の点数）を公表することを可能とした。

(3) 平成27年度

- ・文部科学省は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限であるとし、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて主体性と責任を持って当たることとした。
- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、各市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、市町村名や当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした結果の公表を可能とした。
- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、個々の市町村名や学校名が明らかにならない方法（例えば教育事務所単位の状況の公表など）で結果公表を行うことは、都道府県教育委員会の判断で可能であるとした。

(4) 都道府県教育委員会が結果公表をする場合の留意事項（平成27年度）

- ・調査で測定できるのは学力の一部分であることや、学校における教育活動の一側面であることを踏まえる。
- ・市町村間や学校間の序列化や過度な競争が生じないようにする。
- ・単に教科の点数だけの公表ではなく、結果の詳細な分析を行い、どのような改善をするのか等を併せて公表する。
- ・平均正答数や平均正答率などの数値について一覧表での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わない。

2 結果公表に係る市町村教育委員会へのアンケート結果

○県教育委員会が市町村の結果を公表することについて

- ・同意する 2町村
- ・同意しない 29市町村
- ・検討中 9市町村

○県教育委員会が各学校の結果を公表することについて

- ・同意する 1村
- ・同意しない 32市町村
- ・検討中 7市町村

平成27年4月30日

3 平成27年度の県教育委員会の方針

(1) 県教育委員会は、県全体の正答率等を、分析や対策を付して公表する。

(内容)

- ・前年度同様、県教育委員会が作成する冊子（「基礎・基本の定着と活用力向上のために」）に、県全体の正答率及びその全国比を、科目全体、分類・区別別、小問別毎に分析と今後の対策を付して収録し域内の市町村教育委員会に配付するとともに、青森県のホームページで当該冊子を12月初旬に公開する。

(2) 県教育委員会は、市町村名や当該市町村が設置管理する学校名を明らかにする結果公表については行わない。

(理由)

- ・上記アンケートの結果から、「県が市町村の結果を公表することについて同意しない」が29市町村、「県が各学校の結果を公表することについて同意しない」が32市町村である。
- ・同意している2町村とも、町村教育委員会として結果公表を行っていない中、県教育委員会が、特定の市町村のみの結果公表を行うことは、検査及びその結果の活用の目的とそぐわない。

(3) 県教育委員会は、教育事務所ごとの状況の公表については行わない。

(理由)

- ・文部科学省は、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて主体性と責任を持って当たることとしていること、また、調査の目的として、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることから、教育事務所ごとの公表は、利点が少ない。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成27年6月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地域八戸市の中学校 教諭（40歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（50km/h以上）
・平成27年1月24日（土）午後10時頃
・宮城県内の高速道路
・最高速度80km/hのところ、131km/hで走行
③処分内容 減給2月
④処分年月日 平成27年5月27日
⑤その他 平成25年7月10日に速度超過を起こしていることから、
量定を加重